

令和6年度 第1回

さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク

資 料

令和6年7月

さいたま市

目 次

1 市長部局の取組について

- (1) 青少年健全育成事業の取組について（子ども・青少年政策課）・・・ 1
- (2) 児童いじめ相談の受付について（南部児童相談所）・・・・・・・・ 3

2 教育委員会の取組について

- (1) 市立学校のいじめの現状及び
いじめ防止等に向けた取組について（生徒指導課）・・・・ 4
- (2) さいたま市の教育相談体制について（総合教育相談室）・・・・ 7

1 市長部局の取組について

子ども・青少年政策課 資料

令和6年度 青少年健全育成事業の取組

月	日(曜)	内 容	会 場 等
6	15(土)	青少年育成さいたま市民会議 定期総会	産業文化センターホール
7	＜青少年の非行・被害防止全国強調月間＞		
	11(木)	青少年健全育成研修会(講演) 講師:さいたま市立教育研究所長 津田 顕吾 氏 演題:さいたま市の教育と青少年健全育成について	産業文化センターホール
	21(日)	浦和まつり みこし渡御 青少年育成巡回活動	旧中山道:新浦和橋下～調神社
	26(金)	第1回 さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク会議	ときわ会館
	夏季青少年育成巡回活動		各地区で実施
8	上旬	大宮夏まつり 中山道まつり 青少年育成巡回活動	大宮駅東口等周辺
	18(日)	人形のまち岩槻まつり 青少年育成巡回活動	岩槻人形博物館等周辺
11	＜子供・若者育成支援強調月間＞		
	青少年健全育成非行防止キャンペーン		各地区で実施
	18(月)	第2回 さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク会議	ときわ会館
12	10(火)	十日市青少年育成巡回活動	武蔵一宮氷川神社参道等周辺
	12(木)	十二日まち青少年育成巡回活動	調神社等周辺
	15(日)	青少年の主張大会	産業文化センターホール
	下旬	年末青少年育成巡回活動	各地区で実施
1	13(月)	二十歳の集い	さいたまスーパーアリーナ
2	22(土)	第23回青少年育成推進大会	産業文化センターホール

※その他

- 毎月第3金曜日「少年を非行から守る日」などに、各地区において青少年育成巡回活動を実施
- 大宮駅周辺環境浄化パトロール:対象月第3金曜日(年間7回)
- 児童センター、若者自立支援センター、グリーンライフ猿花キャンプ場の管理運営
- 青少年の健全育成を目的とした団体への補助

さいたま市いじめ問題再調査委員会の開催状況について

さいたま市立小学校において令和３年度に発生したいじめの重大事態に該当する事案について、令和５年５月に教育委員会から調査報告書及び再調査を求める被害児童・保護者の意見書が市長へ提出されたことを受け、いじめ防止対策推進法第３０条第２項及びさいたま市いじめ問題再調査委員会条例の規定により、さいたま市いじめ問題再調査委員会を開催しています。

１ 委員構成

委員名	職業	役職
いちかわ す み こ 市川 須美子	獨協大学名誉教授	委員長
わたなべ ゆ う き 渡 邊 祐 樹	弁護士（埼玉弁護士会）	職務代理
み わ けんたろう 美和 健太郎	公認心理師（飯能市教育センタースーパーバイザー）	
よしば かずみ 吉 場 一 美	弁護士（埼玉弁護士会）	

２ これまでの開催状況

（１）開催日

- 第１回：令和６年４月１８日（木）
- 第２回：令和６年５月 ２日（木）
- 第３回：令和６年５月２３日（木）
- 第４回：令和６年６月２０日（木）
- 第５回：令和６年７月 ４日（木）
- 第６回：令和６年７月２２日（月）
- 第７回 令和６年７月２３日（火）

（２）主な内容（予定を含む）

- ・委員委嘱、事案の把握
- ・再調査の進め方の検討
- ・関係者への聞き取り調査
- ・報告書のとりまとめ（公表内容の調整含む）

など

再調査の目的

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、教育委員会及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものです。

令和5年度児童生徒いじめ相談受付について

○令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(件)

総 件 数	相 談 内 容					いじめ相談の対応				
	い じ め	虐 待	一 般 相 談	他 市	無 言 ・ いた ず ら	教 育 相 談 室 を 紹 介	児 童 相 談 所 を 紹 介	他 機 関 を 紹 介	助 言	そ の 他
33	23	0	7	0	3	2	0	3	23	5

(件)

相談者別件数					
小学生	中学生	高校生	保護者	その他	不明
3	0	0	25	3	2

※「不明」は無言電話 2 件をカウント。

【児童相談所によるいじめ電話相談】

- ・平 日 9:00 ～ 18:00
- ・電 話 048-762-7926 (児童相談所内)

市立学校のいじめの現状について

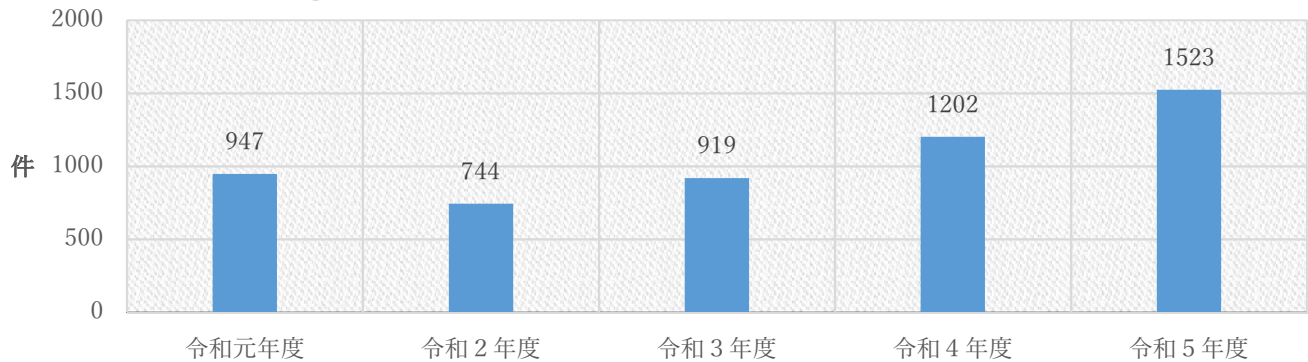
さいたま市教育委員会生徒指導課

【いじめの定義】

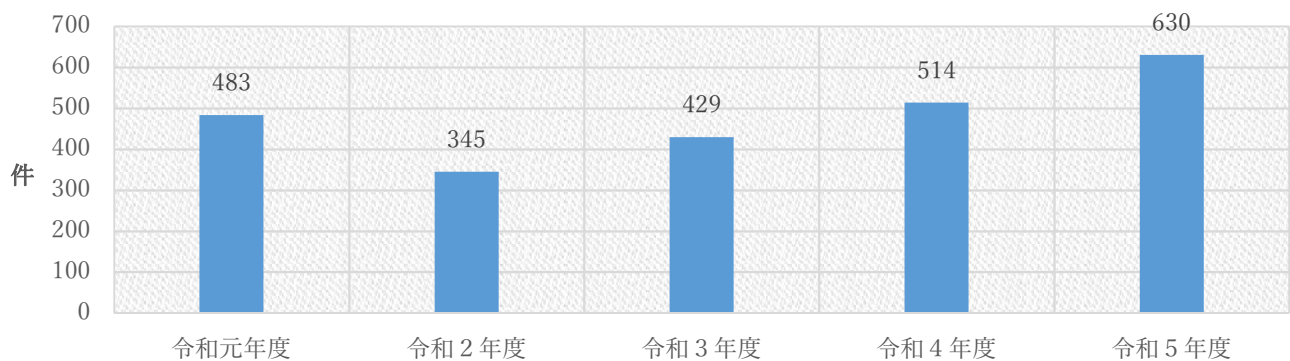
「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

<いじめ防止対策推進法 第2条 第1項>

グラフ① さいたま市 いじめの認知件数【小学校】



グラフ② さいたま市 いじめの認知件数【中学校】



グラフ③さいたま市 いじめ認知件数【月別（令和5年度）】



※令和5年度については速報値
※データは市独自調査による

いじめの定義

①一定の人的関係

②行為

③心身の苦痛

学校内

学校外でも

小学校

[いじめの態様]

- 冷やかされる、からかわれる
- ぶつかられる、叩かれる
- 嫌なことをされる

・登校中、友だちに無視された

・休み時間、仲間外れにされた

・下校中、荷物を持たされた

[いじめの発見]

- 担任に相談
- 保護者・家族に相談
- 担任以外の先生に相談

・放課後、公園で石を
投げられケガした

・休日、スーパーで
ジュースを奢らされた

中学校

【いじめの態様】

- 冷やかされる、からかわれる
- ぶつかられる、叩かれる
- スマホ等での誹謗中傷

・定期テストの点数について、
友だちに冷やかされた

・授業中、自分のパソコンに、
嫌なメッセージを送られた

・部活動で、チームメイトから
悪口を言われた

【いじめの発見】

- 担任に相談
- 保護者・家族に相談
- 担任以外の先生に相談

・放課後、生徒同士でトラブル
になり、暴力を振るわれた

・休日、嫌なことをさせられて、
スマホで動画をとられた

【いじめ防止に向けた学校の取組例】

小学校

- ・スローガン作成
- ・ありがとうの木
- ・ほめほめメール
- ・朝のあいさつ運動

中学校

- ・小中学校での交流会
- ・生徒いじめ対策委員会
- ・生徒会スローガン
- ・朝のあいさつ運動

令和6年度から始動！

『さいたま市ストップいじめ！子どもサミット』

事例

さいたま市教育委員会生徒指導課

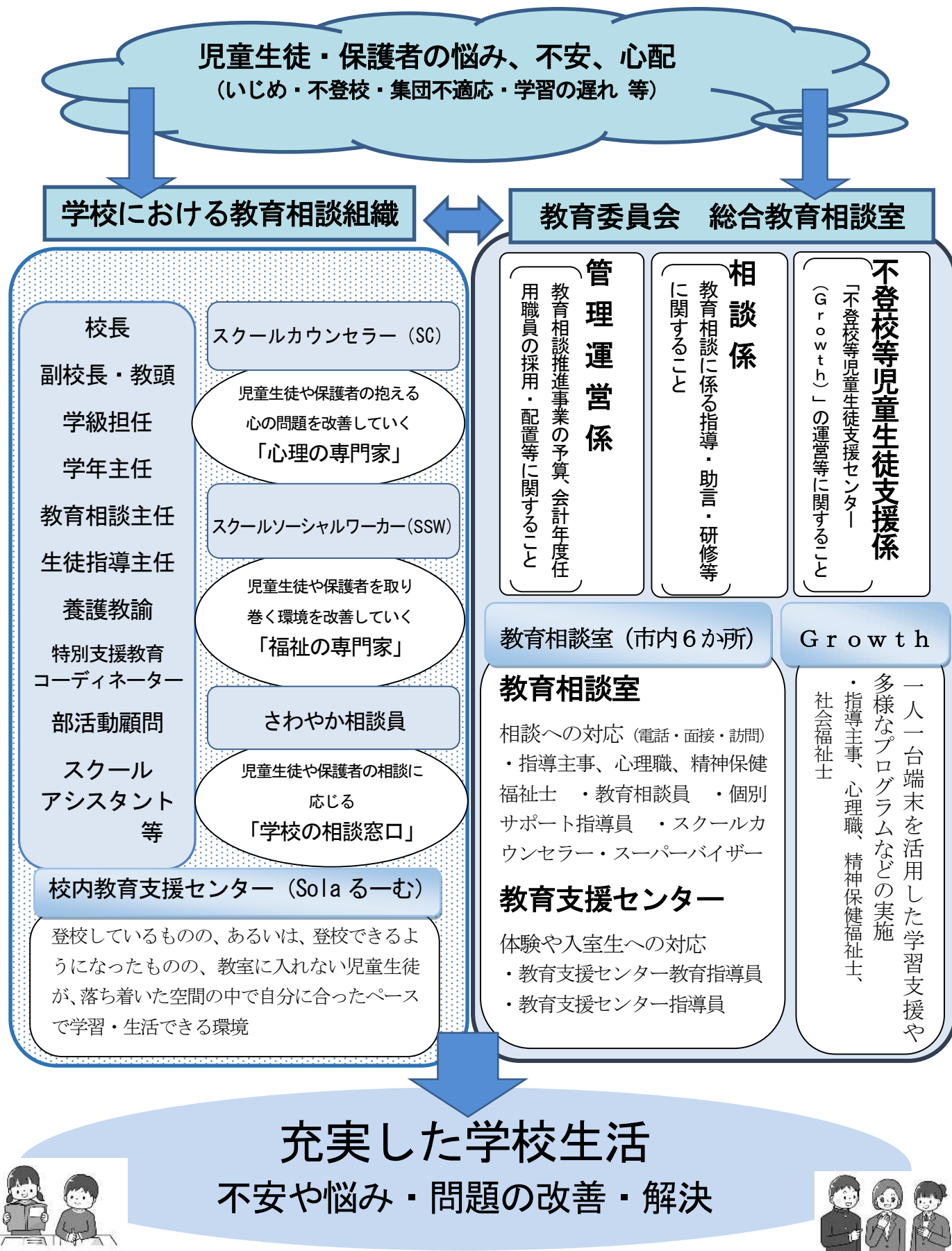
【被害】 小6男子 A 【加害】 小6男子 B、C、D

【概要】 Aが、同級生のB、C、Dから、下校中に冷やかしの言葉を浴びせられた。
個人懇談会で、Aの母親が担任に話したことにより、発覚した。

- 【対応】
- ・ Aの母親は、担任へ「本人が『自分の力で仲良くなりたい』と強く言っているので、対応はしないでほしい。」と言っていた。
 - ・ 懇談会后、担任は「校内のいじめ対策組織」に報告し、対応を検討した。
 - ・ 校内いじめ対策組織は、すぐに対応したほうがよいと判断し、母親に電話連絡をして、その旨を伝えた。母親からは「本人の意思を尊重し、今に対応しないでもいい」とのことだったのだ。
 - ・ もし今後、何かあればすぐに対応する」ということを約束した。
 - ・ 後日、B、C、Dが、Aの靴のかかとを踏もうとしているところを他クラスの担任が発見。発見した担任に伝え、4人に事実確認を行った上で指導した。
 - ・ 担任は、A、B、C、D家を家庭訪問し、指導内容を伝えた。
 - ・ その後、加害側の3人は保護者とともにAの家へ行き、謝罪している。



さいたま市の教育相談体制について



1 教育相談室

さいたま市では、北、堀崎、あいぱれっと、岸町、美園、岩槻の6か所の教育相談室を設置し、市内に在住・在学する幼児から高校生及びその保護者を対象として、学校生活に関わる様々な相談を受けるとともに、児童生徒への支援方法について教職員に助言をし、子どもの健全育成を目指している。

【教育相談室における主な活動内容】

＜教育相談全般＞

学校生活にかかわる不安や悩みのある児童生徒やその保護者への教育相談及び児童生徒への支援方法を教職員に助言する。

（１）相談支援

面接相談、電話相談及び訪問相談を行う。

（２）教育支援センター（「はばたき」「ステップ」「あおぞら」「はぐくみ」「かけはし」「たいよう」）

様々な理由で登校することが困難な児童生徒に対して、社会的自立を目指した支援を行う。

（３）幼児（年中・年長児）のことばの相談

正しい発音が難しい、話し方が幼い等、言語に関する相談や言語指導を未就学児及びその保護者に行う。

（４）専門医による教育相談

精神科医による教育相談を年8回程度実施する。

（５）関係機関との連携（P. 7 参照）

相談活動を効果的に進めるため、必要に応じて情報提供を行う。

＜学校コンサルテーション＞

（１）学校訪問による教育相談、学級経営を支援する教育相談を行う。

（２）日頃から児童生徒の心の問題について、早期の問題発見や適切な対応を図るため、学校や家庭と連絡を密にとり、教職員や保護者との共通理解を図る。

＜その他＞

（１）災害や事件・事故発生時における児童生徒及び保護者の心のケアをする。

（２）大きなストレスを受けた児童生徒一人ひとりをよく観察して、その心の状態を理解し、実態に即した心のケアをする。

2 教育支援センター

各教育相談室には、様々な理由で登校することが困難な児童生徒に対して、社会的自立を目指した相談・指導を行う教育支援センターがある。

教育支援センターでは、教育相談員と指導員等が連携を図りながら、相談・支援を行い、児童生徒の生活リズムを整えさせながら、個別または小集団の活動を通して、集団生活への適応力や自立心を養う。

入室については、教育相談員と相談を進める中で、入室が効果的だと判断される場合と、申込み時点で入室の希望があり、指導主事・教育指導員と面談し、入室が適当であると判断される場合があり、いずれの場合も保護者、学校と協議の上、学校からの申込みにより入室となる。

名 称	住 所	電話・FAX
北教育相談室 教育支援センター 「はばたき」	〒331-0823 北区日進町2-1915-1 (つばさ小学校体育館2階)	TEL 048-661-0050 FAX 048-653-4729
堀崎教育相談室 教育支援センター 「ステップ」	〒337-0052 見沼区堀崎町48-1 (さいたま市職員研修センター1階)	TEL 048-688-1414 FAX 048-688-1464
あいぱれっと教育相談室 教育支援センター 「あおぞら」	〒330-0071 浦和区上木崎4-4-10 (さいたま市子ども家庭総合センター3階)	TEL 048-711-5433 FAX 048-711-5672
岸町教育相談室 教育支援センター 「はぐくみ」	〒330-0064 浦和区岸町6-13-15 (さいたま市立教育研究所1階)	TEL 048-838-8686 FAX 048-866-4353
美園教育相談室 教育支援センター 「かけはし」	〒336-0967 緑区美園4-19-1 (美園コミュニティセンター3階)	TEL 048-711-7215 FAX 048-711-7915
岩槻教育相談室 教育支援センター 「たいよう」	〒339-8585 岩槻区本町3-2-5 (ワッツ東館4階)	TEL 048-790-0227 FAX 048-790-0257

3 不登校等児童生徒支援センター（Growth）

不登校等児童生徒支援センター（Growth）は、不登校や病気等で学校を欠席している児童生徒が、オンライン学習等の活動を通して、学ぶ喜びや人とのつながりを実感し、社会的に自立していくことを目指している。

2D、3Dメタバース（仮想空間）上でアバター（パソコン画面上の自分の分身）を動かし、授業に参加したり、個別学習に取り組んだりする。また、友達とチャットやマイク等で会話をすることもできる。

所在地：さいたま市見沼区堀崎町48-1 電話：048-688-1453

（１）不登校等児童生徒支援センター（Growth）の利用方法

- ① Growthの利用を希望する児童生徒の保護者は、会場説明会に参加またはオンライン説明動画を視聴する。
- ② 保護者はGrowthのホームページ上にある申込フォームから申込をする。また、保護者は在籍校の校長に「利用申込書」を提出する。
- ③ 校長は、保護者から提出された利用申込書を確認し、総合教育相談室長あてに送付する。
※児童生徒は、申込の翌月から利用を開始することができる。
※詳細については、ホームページを参照のこと。

（２）不登校等児童生徒支援センター（Growth）における主な活動内容

<学習>

- ・ 個別学習室では、それぞれのペースで学習を進める。分からない問題があるときは、音声やチャットで先生に質問をすることもできる。
- ・ 指導主事による授業型支援は、Teamsを活用してオンラインで行う。学びのきっかけにつながる内容、教科書を基にした内容、総合的な学習の時間に近い内容などから、自分に合う学習を選択することができる。

<交流・体験活動>

- ・ 定期的に行う「オフ会」では、Growthを利用する児童生徒が実際に集まって、ゲームなどを行いながら交流する。
- ・ プラネタリウム、美術館見学、日帰り体験活動などの体験を定期的に行う。
- ・ 他県や外国とオンラインでつながり、クイズ大会や授業などを通して交流する。

<くなないう相談室>

- ・ 児童生徒本人が困っていることをオンラインで相談することができる。
（保護者からの事前申込みが必要）

4 校内教育支援センター（Sola るーむ）

登校しているものの、あるいは、登校できるようになったものの、教室に入れない児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を整えるため、令和6年度から全ての市立小・中・中等教育学校（前期課程）に導入している。

○活動内容（例）

- ・自分のペースで学習したり、気持ちを落ち着けるために読書をしたりする。
- ・プリント等や1人1台端末を活用して自主学習をしたり、オンラインでクラスの授業に参加したりする。

5 その他の取組

- （1）スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員の配置及び派遣
学校教育相談体制の充実を図るための支援を行う。
- （2）スクールカウンセラースーパーバイザーの配置及び活用
緊急事案の対応とともに、スクールカウンセラーの教育相談活動等に対し、指導・助言を行う。
- （3）個別サポート指導員の配置及び派遣
生徒指導等で課題のある児童生徒に対して、相談及び様々な教育活動への支援を行う。
- （4）さいたま市24時間子どもSOS窓口の設置（0120-0-78310）
子どもに関する悩み等について、24時間体制で児童生徒や保護者の電話相談を行う。
- （5）さいたま市SNSを活用した相談窓口の設置
以下の期間中、毎日実施（18時～22時）

4月26日～	5月10日、	6月	1日～	6月10日
7月	1日～	9月10日、	10月	1日～10月10日
11月	1日～11月10日、	12月	1日～12月10日	
12月24日～	1月10日、	2月	1日～	2月10日
3月	1日～	3月10日		

さいたま市立中・高等・中等教育学校の生徒を対象に、SNSを活用した相談を行う。
※詳細は、年度初めに配布するリーフレットを参照。
- （6）院内学習室
さいたま市立病院に入院している児童生徒に対して、退院して学校に登校する際の不安を和らげるため、院内学習室において、学習支援や相談を行う。

1 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・さわやか相談員

スクールカウンセラー	全市立学校配置
配置の目的	職務内容
いじめ、不登校等、児童生徒の心の問題の重要性にかんがみ、教職員又は保護者への相談・助言及び児童生徒のカウンセリング等を行い、健全な児童生徒の育成を図るため、心理や発達課題に関して、高度に専門的な知識・経験を有する、スクールカウンセラーを配置する。	(1) 児童生徒又は保護者へのカウンセリングに関すること。 (2) 教職員や保護者に対する相談・助言に関すること。 (3) 教職員と協働した発達課題に対する個別及び集団への予防、開発的な指導・助言に関すること。 (4) 校内のいじめ対策委員会に関すること。 (5) その他、教育委員会が必要と認める業務に関すること。
スクールソーシャルワーカー	小学校配置 中・高等・中等教育・特別支援学校は要請による派遣
配置の目的	職務内容
いじめ、不登校、暴力行為、子どもの貧困、児童虐待、ヤングケアラーなどの課題に対し、教育分野に関する知識並びに福祉等の専門的な知識及び技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行い、健全な児童生徒の育成を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置する。	(1) 問題を抱える児童生徒等が置かれた環境への働き掛けに関すること。 (2) 児童・保護者、教職員等に対する相談、情報提供等の支援に関すること。 (3) 要請を受けた中・高等・中等教育・特別支援学校における生徒・保護者、教職員等に対する相談、情報提供等の支援に関すること。 (4) 学校内におけるチーム体制の構築、連携及び調整に関すること。 (5) 関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整に関すること。 (6) 教職員研修等への指導及び助言に関すること。 (7) 校内のいじめ対策委員会に関すること。 (8) その他、教育委員会が必要と認める業務に関すること。
さわやか相談員	中学校配置 小学校は要請による派遣
配置の目的	職務内容
いじめ、不登校等、児童生徒の心の問題の重要性にかんがみ、児童生徒・保護者との相談等に応じるとともに、学校・家庭・地域との連携を図り、健全な児童生徒の育成を図るため、さわやか相談員を配置する。	(1) 配置中学校・中等教育学校の生徒・保護者の相談及び支援に関すること。 (2) 要請を受けた配置中学校区の小学校における児童・保護者の相談及び支援に関すること。 (3) 学校・家庭及び地域との連携に関すること。 (4) いじめ、不登校児童生徒等への対応に関すること。 (5) 相談活動における教職員との連携に関すること。 (6) 校内のいじめ対策委員会に関すること。 (7) その他、教育委員会が必要と認める業務に関すること。

令和6年度「不登校等児童生徒支援センター（Growth）」概要

令和4年4月に、総合教育相談室に「不登校等児童生徒支援係」を設置し、「不登校等児童生徒支援センター（Growth）」を開設した。「不登校等児童生徒支援センター（Growth）」では、不登校や病気等で長期欠席している児童生徒（令和5年度362人）に対し、さいたま市 GIGA スクール構想において配備した1人1台端末等を活用し、オンラインでの授業・学習支援等を行う。また、希望者が実際に集まり、体験活動や交流会を行う。

令和6年度は、指導主事7名と専門職3名の計10名で運営し、Teams による学習支援や、2D、3Dメタバース（インターネット上の仮想空間）の活用によるコミュニケーションの機会の充実、加えてファブスペース（様々なデジタル工作機械や機器が置いてある場所・部屋）での学びを通して、先端技術に触れながら児童生徒の好奇心を高め、学びのきっかけをつくる。また、学習コンテンツの利用、専門職による相談等、学習と相談支援体制を強化する。

1 設置目的

不登校や病気等で長期欠席している児童生徒が、オンライン授業を含めたICTを活用した学習支援や体験活動等を通して、学ぶ喜びや人とのつながりを実感し、社会的に自立していくことを目指す。

2 対象児童生徒

さいたま市立小・中・高等・中等教育学校における長期欠席者（継続的・断続的に学校へ通学できない状態が原則30日以上続いている児童生徒）のうち、主にオンラインでの学習を希望する者

3 事業概要

（1）ICTやメタバースを活用した学習支援の実施

- ・児童生徒の実態に応じた学習の配信
- ・オンラインによる個別学習支援及び学習目標の設定などのサポート
- ・2D、3Dメタバースによる児童生徒のコミュニケーション機会の充実
- ・公共施設等と連携した交流学習の実施

（2）多様なプログラムの実施

- ・オンラインによるホームルームやオンラインレク等の実施
- ・日帰り体験活動（自然体験）・オフ会（リアルな交流会）・他自治体との連携企画等の実施
- ・先端技術（3Dプリンターやレーザーカッター等）を活用した探究的な学びの機会の確保

（3）教育相談・サポート体制の充実

- ・市内6室の教育相談室と連携し、電話相談やオンライン相談等の実施
- ・学生ボランティア等の活用（学習支援・相談支援）

4 当面の予定

（1）保護者説明会の実施

- ・来場説明 4月11日（木）、5月10日（金）
- ・オンライン動画説明 4月11日（木）にHPに掲載

（2）Growth 専用ホームページの開設

4月11日（木）に市ホームページと併せて Growth 専用ホームページに「不登校等児童生徒支援センター（Growth）」の説明会案内等を掲載

（3）授業配信等の予定

- ・オンラインホームルーム 4月5日（金）～5月2日（木）午前のみ
- ・オンライン授業開始 5月7日（火）

5 参加状況

(1) 令和5年度(年間) 申込者数 362人

(2) 令和6年6月28日(金)現在

①会場説明会申込・参加人数

単位：人

	4月11日(木)	5月10日(金)	合計
参加人数	33	49	82

②オンライン説明会視聴回数について

単位：回

視聴回数	385
------	-----

③申込者数

単位：人

	小学校	中学校	合計
4月	69	127	196
5月	21	38	59
6月	23	17	40
合計	113	182	295

※令和5度 同期間申込者数 169人

④オンラインホームルーム延べ参加状況

単位：人

	5月	6月	合計
小学校	1,092	1,271	2,363
中学校	1,814	2,152	3,966
合計	2,906	3,423	6,329

⑤オンライン授業延べ参加状況

単位：人

	5月	6月	合計
小学校	333	361	694
中学校	526	611	1,137
合計	859	972	1,831